

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	障害者総合支援法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小布施町は、障害者総合支援法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

長野県小布施町長

公表日

令和7年8月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援法に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき、自立支援給付の実施に関する次の事務を行う。 ①介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費(精神通院を除く。)、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費の支給並びに変更の決定及び認定 ②障害支援区分の認定及び変更の認定 ③他の法令による給付との調整
③システムの名称	障害者福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
身障更生台帳情報ファイル、知障更生台帳情報ファイル、精神保健手帳情報ファイル、難病情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付費の支給に関する情報が含まれる項(11、15、20、37、42、75、80、125、144、145、161の項) (情報照会の根拠) 第1欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の内容)に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付又は自立支援医療費の支給に関する事務が含まれる項(144、145、146の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	小布施町総務課 〒381-0297 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2 電話 026-214-9101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	小布施町健康福祉課 〒381-0297 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2 電話 026-214-9118
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、静脈とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。そのため、アクセス権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策としては、「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IVリスク対策		新規追加	事後	
令和1年6月28日	5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長の役職名	健康福祉課長 八代良一	健康福祉課長	事後	
令和7年8月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	障害者自立支援法関連事務	障害者総合支援法に関する事務	事後	法改正による
令和7年8月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	当該事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、高額障害福祉サービス等給付給付費に関する事務及び、障害支援区分の認定並びに自立支援医療費に関する事務を実施する。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき、自立支援給付の実施に関する次の事務を行う。 ①介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費(精神通院を除く。)、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費の支給並びに変更の決定及び認定 ②障害支援区分の認定及び変更の認定 ③他の法令による給付との調整	事後	再実施
令和7年8月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条 別表第一 84項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条	番号法第9条第1項 別表117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第60条	事後	法改正による
令和7年8月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠):16,26,56の2,57,87,116の項(別表第二における情報照会の根拠):108,109,110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠):第55,55の2の各条 (情報提供の根拠):第12,19,30,31,44,59の2の各条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付費の支給に関する情報が含まれる項(11、15、20、37、42、75、80、125、144、145、161の項) (情報照会の根拠) 第1欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務の内容)に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付又は自立支援医療費の支給に関する事務が含まれる項(144、145、146の項)	事後	法改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月22日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	小布施町役場総務課 情報公開・個人情報保護担当 〒381-0297 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2	小布施町総務課 〒381-0297 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2 電話 026-214-9101	事後	再実施
令和7年8月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	小布施町役場健康福祉課 〒381-0297 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2 TEL 026-247-3111	小布施町健康福祉課 〒381-0297 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2 電話 026-214-9118	事後	再実施
令和7年8月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	再実施
令和7年8月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年12月28日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	再実施
令和7年8月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年12月28日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	再実施
令和7年8月22日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	再実施・様式変更
令和7年8月22日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	再実施・様式変更
令和7年8月22日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	再実施・様式変更
令和7年8月22日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	再実施・様式変更
令和7年8月22日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		システムへのアクセスが可能な職員は、静脈とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。そのため、アクセス権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策としては、「十分である」と考えられる。	事後	再実施・様式変更